

ebs 行動憲章

I. 総則

1. 本行動憲章の趣旨および適用範囲

ebs行動憲章(以下、「本憲章」という)は、当社のすべての役員(これに準ずる者を含む、以下同じ)、及び社員(契約社員を含む。以下、「私たち」という)が、当社の持つ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した行動をとることが当社の健全な発展のために不可欠であるとの認識の下に、私たちが日常の業務遂行において遵守すべき事項を定める。

2. 基本姿勢

- (1) 私たちは、あらゆる企業活動の場面において、関係法令および本憲章を始めとする社内規定を常に遵守し、すべての企業活動が正常な商慣習と社会倫理に適合したものとなるよう努めます。
- (2) 私たちは、あらゆる企業活動の場面において、すべての人の基本的人権を尊重します。また、人権、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教または、障害の有無などの理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。
- (3) 私たちは、当社と利害関係を持つすべての者との間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行います。
- (4) 私たちは、会社の正当な利益に反する行為または会社の信用、名誉を毀損するような行為を一切行いません。
- (5) 私たちは、常に社会人としての自覚を持ち、高い道德観、倫理観に基づき社会良識に従って行動します。

3. 本憲章遵守の責任

- (1) 私たちは、本憲章に定める事項を誠実に実行します。
- (2) 役員は担当する部門のすべての社員が、また管理する立場にある社員はその管理する社員が、本憲章の各規定を遵守するよう指導、監督します。
- (3) 本憲章に従った企業行動の確実な実施を確保するため、関係各部門は社内規定・行動マニュアルの制定、具体的な遵守事項の周知徹底、助言、指導その他必要な活動を展開します。

【規則】 就業規則

II. 社会との関係

1. 寄付行為

寄付行為を実施するにあたっては、その必要性、妥当性を十分に考慮し、関係法令に従って行います。

【関係法令】: 憲法、民法、税法、刑法、商法

2. 政治資金

政治資金・寄付、選挙、政治活動に関しては、政治資金規正法、公職選挙法等の関連法令を遵守します。

【関係法令】:政治資金規正法、政党助成法、公職選挙法、刑法

3. 反社会的行為への関与の禁止

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行いません。

【規則】:就業規則、業務推進部へ要相談

4. 環境保全

製品の資材調達から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄までのライフサイクルにわたって生じる環境への影響を低減し、地球環境の保全と持続的可能な発展を実現するために、関係法令および各種規制を徹底して遵守します。

【関係法令】:環境基本法

III. 顧客、取引先、競争会社等との関係

1. 製品・サービスの安全性

常に顧客の満足を心がけ、当社が提供する製品・サービスの安全性および品質に充分配慮します。

【関係法令】:製造物責任法

2. 自由な競争および公正な取引

- (1) すべての取引先との間で、自由な競争原理に基づき、独占禁止法等の関係法令を遵守した公正な取引を励行します。
- (2) 談合やカルテル行為など公正かつ自由な競争を阻害する行為、自由な競争の制限につながる会合への参加や情報交換およびそのような行為に該当するとの疑義を招く行為を一切行いません。
- (3) 顧客、取引先、競争会社との関係は常に透明かつ公正なものとし、社会倫理に従って誠実に取引を行います。

【関係法令】:商法、民法、下請中小企業振興法、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、刑法、不正競争防止法、特定商取引法、消費者契約法

3. 購入先・協力先との取引に関する方針

- (1) 資材等の購入先および広告代理店等の協力先に対し、常に対等、公正な立場で接し、関係法令および契約に従って誠実な取引を行います。
- (2) 購入先・協力先に対し、優越的地位を利用して不当に不利益を及ぼすことはしません。
- (3) 調達等に関する職務に関連して、利益や便宜の供与を受ける等の個人的な利益の追求をしません。

【関係法令】:商法、民法、下請中小企業振興法、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法

4. 接待・贈答等に関する方針

- (1) 取引先等との接待、贈答品の授受に関して健全な商習慣や社会的常識を逸脱しません。
- (2) 国会議員、地方公共団体の長、議員、官公庁・地方公共団体の役職員(法人・団体の役職員であって、みなし公務員とされる者を含む)等に対し、贈賄行為を行わないことは勿論、営業上の不正な利益を得るための利益供与、便宜供与とみられる接待、贈答品の提供、その他合理的根拠のない処遇等を行いません。

(3) 外国政府・地方公共団体の役職員などの外国公務員等に対し贈賄行為および営業上の不正な利益を得るための利益供与、便宜供与とみられる行為を行いません。

【関係法令】:刑法、商法、不正競争防止法、国家公務員倫理法

5. 輸出入関連法規の遵守

製品、技術、役務等の輸出入取引について、「外国為替及び外国貿易法」その他国内外の関連法令による規制を遵守し、所定の手続きに従って適正に実施します。

【関係法令】:外国為替及び外国貿易法関税法、米国輸出管理規則等

6. 宣伝・広告等に関する方針

宣伝・広告その他の営業活動において、当社製品・サービスの品質、性能、仕様について事実と反する表示・表現または顧客に誤解を生じさせるおそれのある表示・表現を行いません。

【関係法令】:不正競争防止法、特定商取引法、製造物責任法、消費者契約法

IV. 株主・投資家等との関係

1. 企業情報の発信

(1) 株主・投資家等に対し、当社の経営内容、事業活動状況等の企業情報の開示については、関係法令に従いタイムリーに行います。

(2) 発信する企業情報の正確性を常に確保し、秘密保持の必要性を考慮して適切な時期、方法により情報発信を行います。

【関係法令】:証券取引法

2. インサイダー取引の禁止

(1) 職務や取引に関連して知り得た当社、関係会社および取引先の未公表の情報を利用して、株式の売買等の有価証券に関する取引を行いません。

(2) 当社および他社の未公表の情報は業務遂行上必要と認められ、かつ適法な範囲に限り開示することが出来るものとします。また、その情報を利用して第三社への利益提供または便宜供与を行いません。

【関係法令】:証券取引法

V. 会社財産・情報の管理

1. 会社財産の管理および適正使用

当社の財産(有形、無形の資産)を所定のルールに従い適正に管理し、私的用途に流用するなど業務目的以外の使用を行いません。

【規則】:就業規則、業務推進部へ要相談

2. 秘密情報の取扱

(1) 当社の秘密情報を厳重に管理し、在職中のみならず退職後も所定の手続きによることなく開示・漏洩しません。

(2) 在職中のみならず退職後も、当社の秘密情報を不正または不当に利用しません。

- (3) 業務上知り得た顧客、購入先、販売店その他の取引先等の情報は正当な目的外に使用しないととも、所定の手続きを踏むことなく開示・漏洩しないよう厳重に管理します。
- (4) 不正な方法により顧客、購入先、販売店その他の取引先、競争会社等の秘密情報にアクセスし、またはこれを入力しません。

【関係法令】:民法、不正競争防止法、刑法、不正アクセス禁止法

3. 知的財産権の保護

- (1) 当社の知的財産権(特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権等)の維持、確保に努め、これらの権利の許諾等は、所定の手続きに従って行います。
- (2) 他社(他者)の知的財産権を尊重し、故意に侵害または不正使用を行いません。

【関係法令】:特許法、意匠法、商標法、実用新案法、著作権法、独占禁止法、不正競争防止等

VI.運用体制

1. 運用体制

- (1) 本憲章の制定および改廃は、取締役会が決定するものとします。
- (2) 本憲章の運用に関する基本方針は、業務推進部において審議し、必要に応じて取締役会に報告するものとします。
- (3) 本憲章の主管部門は業務推進部とし、業務推進部は本憲章に規定する事項の実施につき関係各部門に対する助言、提言を行うものとします。
- (4) 本憲章の遵守状況については、業務推進部が監査を行うものとします。
- (5) 本憲章に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った社員は、上司を経由しまたは直接に、業務推進部に相談することが出来ます。この場合において、相談者は、相談した事実によってなんらの不利益も受けることはありません。

【関係規定】:コンプライアンス・デスク設置規定、就業規則

制定日 平成24年 7月1日
最終改訂日 平成28年10月1日
株式会社 ebs
代表取締役社長 孫 成一